

# 平成25年度寒川町外部評価委員会

## ヒアリング用資料

【平成25年8月6日実施分】

事業・経費の名称	主管課等名	ページ
就学援助等事業(小学校・中学校)	学校教育課	1
公園等整備事業(公園等運営管理経費)	都市計画課	14
広域リサイクルセンター管理運営経費	環境課	19
救急医療確保対策事業	健康・スポーツ課	22
健康管理センター維持管理経費		24
健康増進事業		26

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	就学援助等事業(小学校)	体系コード	4223-02
主管課等名	学校教育課学事担当	事業開始年度	就学援助費: 昭和27年度頃 就学奨励費: 昭和47年度頃

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保障する。 ①経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図る。(就学援助費) ②特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。(就学奨励費)		
概要	経済的理由により就学困難と認められる町立小学校に在籍する児童の保護者、及び町立小学校の特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助する。		
目標	就学援助支給率 $\text{就学援助受給者数} \div \text{就学援助認定者数} \times 100(\%)$ (認定者に対して、就学援助費が支給されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100
効果	教育を受ける権利の保障率 $\text{教育を受ける権利が保障されている児童数} \div \text{全児童数} \times 100(\%)$ (すべての児童に対して、教育を受ける権利が保障されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)			
	○補助金の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	①要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業  【要綱は別添(p.5)のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
		○審査(所得調査等)	—	—
		○保護者あて認定・不認定通知、医療券等、来年度申請用書類の発送	42	57
		○就学援助費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	22,489	22,149
		○保護者からの問い合わせに対する制度の案内及び制度の周知(案内チラシの作成・配布、町広報への掲載等)	—	—
	②特別支援教育就学奨励事業  【要綱は別添(p.10)のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
○審査(所得調査等)		—	—	
○就学奨励費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)		517	723	
③上記①及び②に係る国庫補助金関係事務	○事業計画書、交付申請書、事業状況報告書、変更交付申請書、実績報告書、請求書の作成及び県への提出	—	—	
事業費・経費 計			(a) 23,048	22,929
平成24年度人件費相当額			(b) 3,677	平均給与額 @6,566千円 × 0.56 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 26,725	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	低所得が原因で子どもが教育を受ける機会を失い、貧困が次世代に引き継がれる連鎖を防ぐためにも、保護者への的確な経済的支援の必要性が増している。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	学校教育法において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、町が実施すべきものとされている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	保護者の経済的負担の軽減といった観点では、満足度はおおむね高いと考えられる。 また、本事業により教育の機会均等と義務教育の円滑な実施が図られている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	認定と支給にあたっては、法令や要綱などに基づき適切に行われている。 また、就学援助システムの運用により事務の効率化が図られている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		所得増加が見込めない状況での事業規模の縮小(支給額の引き下げなど)は、給食費などの学校納付金の支払いが困難になり、校外行事(遠足、キャンプ、修学旅行など)への参加が困難になるなど、貧困による教育格差が拡大し、義務教育の円滑な実施への影響が生じる。		
平成25年度に向けた課題		町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより就学援助制度の周知徹底を図ったところ、保護者からの問い合わせが増加し、保護者の関心も高まっている。 しかし、現に援助を必要としているのに、制度を知らないで申請をしていない保護者が潜在的に存在すると思われるため、より効果的な制度の周知徹底を図ることが課題と考える。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		少子化が進んでいるにもかかわらず、所得の伸び悩みや、離婚に伴うひとり親世帯の増加などにより、就学援助費の対象者は増加する傾向にある。また、特別な支援を要する児童についても増加する傾向にある。 今後は現行の支給水準を維持しつつも、社会情勢や近隣市町の状況をかながみ、既存の費目、支給額について検証するとともに、保護者にどのような援助が必要なのかを検討する。		

## ○その他

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	就学援助費を受けている児童生徒の割合(平成23年度決算) 小学校割合 中学校割合 小中学校割合 寒川町 13.72% 16.37% 14.56% 茅ヶ崎市 17.63% 16.28% 17.21% 藤沢市 16.4% 20.2% 17.6%
特記事項 (事業の沿革等)	就学援助費の準要保護は、平成16年度まで国庫補助の対象となっていたが、「三位一体の改革」で、平成17年度より国庫補助が廃止された。 今後、対象者の増加が続くと、制度の維持が困難となるおそれがあるため、国の財政支援が必要であると考えられる。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	就学援助等事業(中学校)	体系コード	4223-03
主管課等名	学校教育課学事担当	事業開始年度	就学援助費: 昭和27年度頃 就学奨励費: 昭和47年度頃

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保障する。 ①経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図る。(就学援助費) ②特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。(就学奨励費)	
概要	経済的理由により就学困難と認められる町立中学校に在籍する生徒の保護者、及び町立中学校の特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助する。	
目標	就学援助支給率 $\text{就学援助受給者数} / \text{就学援助認定者数} \times 100(\%)$ (認定者に対して、就学援助費が支給されているか)	平成24年度の指標 100 平成24年度の実績 100
効果	教育を受ける権利の保障率 $\text{教育を受ける権利が保障されている生徒数} / \text{全生徒数} \times 100(\%)$ (すべての生徒に対して、教育を受ける権利が保障されているか)	平成24年度の指標 100 平成24年度の実績 100

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	(委託業務名と委託先)				
実施方法	○補助金の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	(補助金名と補助先)				
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額	
	①要保護及び準要保護 児童生徒就学援助事業  【要綱は別添(p.5) のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—	
		○審査(所得調査等)	—	—	
		○保護者あて認定・不認定通知、医療券等、来年度申請用書類の発送	25	25	
		○就学援助費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	11,084	12,561	
		○保護者からの問い合わせに対する制度の案内及び制度の周知(案内チラシの作成・配布、町広報への掲載等)	—	—	
	②特別支援教育就学奨励事業  【要綱は別添(p.10) のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—	
○審査(所得調査等)		—	—		
○就学奨励費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)		695	554		
③上記①及び②に係る 国庫補助金関係事務	○事業計画書、交付申請書、事業状況報告書、変更交付申請書、実績報告書、請求書の作成及び県への提出	—	—		
事業費・経費 計			(a)	11,804	13,140
平成24年度人件費相当額			(b)	2,233	平均給与額 @6,566千円 × 0.34 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b)	14,037	

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	低所得が原因で子どもが教育を受ける機会を失い、貧困が次世代に引き継がれる連鎖を防ぐためにも、保護者への的確な経済的支援の必要性が増している。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	学校教育法において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、町が実施すべきものとされている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	保護者の経済的負担の軽減といった観点では、満足度はおおむね高いと考えられる。 また、本事業により教育の機会均等と義務教育の円滑な実施が図られている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	認定と支給にあたっては、法令や要綱などに基づき適切に行われている。 また、就学援助システムの運用により事務の効率化が図られている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	所得増加が見込めない状況での事業規模の縮小(支給額の引き下げなど)は、給食費などの学校納付金の支払いが困難になり、校外行事(遠足、キャンプ、修学旅行など)への参加が困難になるなど、貧困による教育格差が拡大し、義務教育の円滑な実施への影響が生じる。			
平成25年度に向けた課題	町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより就学援助制度の周知徹底を図ったところ、保護者からの問い合わせが増加し、保護者の関心も高まっている。 しかし、現に援助を必要としているのに、制度を知らないで申請をしていない保護者が潜在的に存在すると思われるため、より効果的な制度の周知徹底を図ることが課題と考える。			
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	少子化が進んでいるにもかかわらず、所得の伸び悩みや、離婚に伴うひとり親世帯の増加などにより、就学援助費の対象者は増加する傾向にある。また、特別な支援を要する生徒についても増加する傾向にある。 今後は現行の支給水準を維持しつつも、社会情勢や近隣市町の状況をかながみ、既存の費目、支給額について検証するとともに、保護者にどのような援助が必要なのかを検討する。			

## ○その他

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	就学援助費を受けている児童生徒の割合(平成23年度決算) 小学校割合 中学校割合 小中学校割合 寒川町 13.72% 16.37% 14.56% 茅ヶ崎市 17.63% 16.28% 17.21% 藤沢市 16.4% 20.2% 17.6%
特記事項 (事業の沿革等)	就学援助費の準要保護は、平成16年度まで国庫補助の対象となっていたが、「三位一体の改革」で、平成17年度より国庫補助が廃止された。 今後、対象者の増加が続くと、制度の維持が困難となるおそれがあるため、国の財政支援が必要であると考えます。

## ○寒川町就学援助費交付要綱

改正 平成20年4月1日 平成21年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、就学援助費を交付することにより、就学を奨励することを目的とする。

### (認定基準)

第2条 就学援助費の交付を受けることができる者は、寒川町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者(以下「要保護者」という。)
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者で、前号に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる者(以下「準要保護者」という。)
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けている者
  - イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく町民税の非課税を受けている者
  - ウ 地方税法第323条の規定に基づく町民税の減免を受けている者
  - エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免を受けている者
  - オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免を受けている者
  - カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免を受けている者
  - キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予措置を受けている者
  - ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
  - ケ 生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年10月1日厚生省事務次官通知)に基づく生活福祉資金の貸付措置を受けている者
  - コ 上記アからケ以外の者であり、経済的理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情がある者

### (学校長の協力)

第3条 学校長は、教育委員会に協力し就学援助に必要な事務を行わなければならない。

### (申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、学校を經由して就学援助費申請書兼世帯票(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 就学援助費の認定を受けた者が年度途中で要保護から準要保護に変更になる場合又は準要保護から要保護に変更になる場合は、学校を經由して申請書兼世帯票を新たに教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請書兼世帯票を提出する者は、必要な書類を添付するものとする。

### (学校長による報告)

第5条 学校長は、前条の申請書兼世帯票により、就学困難な児童生徒について教育委員会に報告するものとする。

### (認定及び審査結果の通知)

第6条 教育委員会は、認定作業を速やかに行い学校長及び保護者に審査結果を通知しなければならない。

### (異動報告)

第7条 就学援助費の認定を受けた者が、年度途中で転出、転居、氏名等記載事項

に変更があった場合、申請者並びに学校長は、教育委員会に当該変更事項を報告しなければならない。

2 就学援助費の認定を受けた者が年度途中で要保護から準要保護に変更になる場合又は準要保護から要保護に変更になる場合、教育委員会は、学校長及び保護者にこれを通知しなければならない。

(支給額等)

第8条 就学援助費の支給額等については、別表第1及び別表第2のとおり定める。

(完了報告)

第9条 学校長は、就学援助費個人支給明細書(第2号様式)により、3月31日までに教育委員会に就学援助費支給事務の完了報告をしなければならない。

(返還)

第10条 教育委員会は、虚偽の申請があった場合、就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(所得調査等の協力依頼)

第11条 教育委員会は、就学援助費の認定に際して、必要があるときは町民税担当課又は関係機関に当該調査について参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提出その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(8条関係)

就学援助費の種類及び年間支給額一覧(小学校)

1人あたり

費目	援助内容	支給対象	区分		支給時期
			要保護	準要保護	
学用品費	児童が通常必要とする学用品の購入費	全学年	対象外	対象*	7月 12月 3月
通学用品費	児童が通常必要とする通学用品の購入費	2~6学年	対象外	対象*	7月 12月 3月
新入学学用品費等	新入学児童が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	1学年	対象外	対象*	7月
校外活動費	学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要	参加者	見学費・交通費の実費	見学費・交通費の実費	実施後

	な交通費及び見学科				
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費、宿泊費、見学科料などの直接経費	参加者	ほぼ実費	ほぼ実費	実施後
学校給食費	保護者が学校給食費として学校に納入する額	全学年	対象外	11ヶ月	7月 12月 3月
医療費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する費用	該当者	医療券交付又は実費	医療券交付又は実費	学校検診終了後
めがね購入費	めがね使用で視力の矯正が可能な児童の検眼料及びめがね購入費	該当者	対象外	必要書類交付又は実費	学校検診終了後

注1 \*印の支給額は、毎年度国の定める要保護児童生徒援助費に係る予算単価と同額とする。

注2 新入学児童学用品費は、年度当初認定者のみに支給する。

注3 校外活動費は、学校行事でないものや、校内で行われる学芸会や運動会は対象外とする。ただし、芸術鑑賞会は校内で行われても対象とする。

注4 めがね購入費は20,000円、検眼料は5,000円を限度とする。

別表第2(8条関係)

就学援助費の種類及び年間支給額一覧(中学校)

1人あたり

費目	援助内容	支給対象	区分		支給時期
			要保護	準要保護	
学用品費	生徒が通常必要とする学用品の購入費	全学年	対象外	対象*	7月 12月 3月
通学用品費	生徒が通常必要とする通学用品の購入費	2~3学年	対象外	対象*	7月 12月 3月
新入学学用品費等	新入学生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	1学年	対象外	対象*	7月
体育実技用具費	体育の授業で生徒全員が個々に用意しなければならない体育実技用具の購入費	全学年	対象外	実費	購入後
校外活動費	学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	参加者	見学科・交通費の実費	見学科・交通費の実費	実施後
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費、宿泊費、見学科料などの直接経費	参加者	ほぼ実費	ほぼ実費	実施後
学校給食費	保護者が学校給食費として学校に納入する額	全学年	対象外	実費	7月 12月 3月
医療費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する費用	該当者	医療券交付又は実費	医療券交付又は実費	学校検診終了後
	めがね使用で視力の				

めがね購入費	矯正が可能な生徒の 検眼料及びめがね購入費	該当者	対象外	必要書類 交付又は 実費	学校検診 終了後
--------	--------------------------	-----	-----	--------------------	-------------

注1 \*印の支給額は、毎年度国の定める要保護児童生徒援助費に係る予算単価と同額とする。

注2 新入学生徒学用品費は、年度当初認定者のみに支給する。

注3 体育実技用具は柔道着又は剣道防具一式のうちいずれか1つの用具を対象とする。

注4 校外活動費は、学校行事でないものや、校内で行われる合唱祭や体育祭は対象外とする。ただし、芸術鑑賞会は校内で行われても対象とする。

注5 めがね購入費は20,000円、検眼料は5,000円を限度とする。

<参考> 寒川町就学援助費交付要綱別表第1の注1に規定する額  
(平成25年度)

	小 学 校	中 学 校
学 用 品 費	11,100 円	21,700 円
通 学 用 品 費	2,170 円	2,170 円
新入学学用品費等	19,900 円	22,900 円

(目的)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、寒川町立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため特別支援教育就学奨励費(以下「特学奨励費」という。)を支給し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特別支援学級」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により、寒川町立小学校及び中学校に設置された学級をいう。

2 この要綱において、「保護者等」とは、学校教育法第16条に規定する保護者及び現に児童又は生徒を保護している者をいう。

(支給対象者)

第3条 この要綱において、特学奨励費の支給対象者は、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者等とする。ただし、要保護及び準要保護に認定されている保護者等を除く。

(支給費目及び支給基準)

第4条 この要綱で支給する特学奨励費支給費目及び支給基準は次に掲げるものとする。

(1) 学用品費等

児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費の2分の1の額(毎年度国の定める就学奨励費に係る配分限度額と同額とする。)

(2) 新入学児童、生徒学用品費等

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費の2分の1の額(毎年度国の定める就学奨励費に係る配分限度額と同額とする。)

(3) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額

(4) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の実費の2分の1の額

(5) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額

(6) 修学旅行費

修学旅行に参加するために必要な交通費、宿泊費、見学料等の直接経費の額

(7) 職場学習交通費

学校外の事業所等において生徒が現場実習に参加する場合の交通費の額

(8) 交流学习交通費

特別支援教育諸学校若しくは他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等とともに集団活動を行う場合に必要な交通費の額

(9) 学校給食費

保護者が学校給食費として学校に納入する額の2分の1の額

(調書等の提出)

第5条 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者等は、教育委員会が定める日までに「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」(別記様式)を学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 年度の途中で特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者等は、速やかに前項の書類を学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(支給額の決定)

第6条 就学援助費の支給額は、第4条の支給基準を基礎として決定する。

(特学奨励費の支給)

第7条 教育委員会は、前条で決定した特学奨励費を別表の支給時期に従い学校長を通じて保護者等に支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

就学奨励費の種類及び年間支給額一覧

1人当たり(年額・円)

費目	援助内容	支給対象		区分	支給時期
		小学校	中学校		
学用品費等	児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	全学年	全学年	対象*	8月 12月 3月
新入学児童、生徒学用品費等	新入学児童・生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	1学年	1学年	対象*	8月
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	全学年	全学年	通学に利用する交通機関の旅客運賃	実施後
校外活動費	学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	参加者	参加者	日帰りの場合は見学費・交通費の実費の2分の1の額宿泊を伴う場合は見学費・交通費の実費	実施後
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費、宿泊費、見学料などの直接経費	参加者	参加者	ほぼ実費	実施後
職場実習交通費	学校外の事業所等において生徒が現場実習に参加する	対象外	参加者	交通費の実費	実施後

	場合の交通費				
交流学習交通費	特別支援教育諸学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要経費	参加者	参加者	交通費の実費	実施後
学校給食費	保護者が学校給食費として学校に納入する額	全学年	全学年	学校に納入した学校給食費の2分の1の額	8月 12月 3月

注意1 \*印の支給額は、毎年度国の定める就学奨励費に係る配分限度額単価と同額とする。

注意2 新入学児童、生徒学用品費等は、年度当初認定者のみに支給する。

注意3 校外活動費は、学校行事でないものや、校内で行われる学芸会や運動会は対象外とする。

ただし、芸術鑑賞会は校内で行われても対象とする。

<参考> 寒川町特別支援教育就学奨励費支給要綱別表の注意1に規定する額  
(平成25年度)

	小 学 校	中 学 校
学 用 品 費 等	5,550 円	10,850 円
新入学児童、生徒学用品費等	9,950 円	11,450 円

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	公園等整備事業	体系コード	1211-01
主管課等名	都市計画課みどり・国県担当	事業開始年度	不明

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	町民のニーズに合った、良好な生活環境を形成するために、水やみどりを生かした公園や緑地、緑道を整備し、自然とのふれあいの中で町民が集い交流や憩いの場を提供する。		
概要	公園等に対する町民意向調査を基に、町民のニーズに応えた、水やみどりを生かした公園や緑地、緑道を整備し、町民が集い交流や憩いの場を提供する。		
目標	1人当たりの公園面積(m <sup>2</sup> ) (神奈川県での1人当たりの公園面積5.5m <sup>2</sup> を将来的な目標とする。)	平成24年度の指標	3.9
		平成24年度の実績	3.9
効果	公園等に対する町民意向調査による現状評価(%)	平成24年度の指標	62
		平成24年度の実績	—

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 高額資材等価格調査共同利用に関する業務委託    (財)神奈川県都市整備技術センター)			
	○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	役務費	手数料    矢島公園確認申請等	37	0
	工事請負費	公園整備工事    矢島公園整備他1件	16,822	4,806
	(追加) 委託料	高額資材等価格調査共同利用に関する業務委託	165	
	負担金補助及び交付金	水道利用加入金    矢島公園整備に伴う水道利用加入金	126	0
	工事の設計・施工管理		—	—
	公園等施設の補修 (急施的なものを含む)		—	—
事業費・経費 計			(a) 17,150	4,806
平成24年度人件費相当額			(b) 13,132	平均給与額 @6,566千円 × 0.2 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 30,282	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	公園整備等は、維持管理・修繕・改築等を進め必要がある。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	工事の設計施工及び監理については、町で行った方がよい
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 成果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	公園の緑化率の向上については、町の計画の見直しが必要と考える。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	国及び県等の設計基準を使用しているので、設計等は適切である。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		公園等の老朽化に伴い施設の改修改築を継続的に進め、誰もが安心・安全の憩いの場を提供する。		
平成25年度に向けた課題		平成25年度は、公園の防犯対策、施設の追加の工事であるが、施設の老朽化に対する破損等の緊急的な修繕に対応できない事態になる恐れがある。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		<p>ここ数年、駅周辺整備にかかる公園整備及び過去の経過に関わる公園整備が主な事業であった。しかし、当面、雨水対策や維持管理、修繕が中心になってくるが、一方では、公園整備の計画の見直しを行った中で、限られた予算内ではあるが、中断している公園等の復活に向けたとくみを進める。</p> <p>(追加)</p> <p>今後は、開発による公園等の帰属などによる面積増や、第1号相模川田端緑地(670㎡)、第2号相模川一之宮緑地(1,100㎡)の公園整備が予定されており、公園面積の増加が見込まれます。</p> <p>なお、第1号、第2号については、さがみグリーンラインの一部であり、今後とも藤沢土木事務所へ要望をしていきます。</p> <p>一方では、寒川町の緑の拠点づくりに向け、緑地の保全と緑化の推進に関する総合的な計画である、緑の基本計画を平成26年、平成27年度に見直し、目標達成に向け進めていきます。</p>		

## ○その他 (追加)

町における類似事業	
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	公園一人あたりの公園面積(平成22年度) 鎌倉市 5.73㎡/人    藤沢市 4.88㎡/人    茅ヶ崎市 2.36㎡/人 平塚市 5.14㎡/人    海老名市 4.38㎡/人    大磯町 7.32㎡/人 二宮町 5.96㎡/人 県平均 4.91㎡/人    市平均 4.75㎡/人    町村平均 9.79㎡/人
特記事項 (事業の沿革等)	<p>町が、管理する都市公園については、一通り施工が完了し、町全体として都市公園40箇所、約183ha、一人あたりの公園面積約3.9㎡/人となっています。</p> <p>指標に示されている一人あたりの公園面積 5.5㎡/人を達成するためにも、目久尻川ふるさと緑道整備事業について、事業進捗に向けた取り組みを進める中で、予算を確保する。</p> <p>今後予定されている基本計画の見直しをすすめ、新たな公園等の整備整備拠点づくりを進めていきます。</p>

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	公園等運営管理経費	体系コード	
主管課等名	都市計画課みどり・国県担当	事業開始年度	不明

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	公園、緑地、緑道の維持管理を行い、安全・安心な公園等を確保し、住民の憩いの場を提供する。		
概要	公園、緑地、緑道の除草清掃、芝生管理、管理作業、樹木剪定、遊具等安全点検、水質検査等を業者委託し、公園等の維持管理を行う。		
目標	安全・安心な公園等を確保 整備が必要な公園数／全公園等38箇所×100(%)	平成24年度の指標	25
		平成24年度の実績	22
効果	町民意向調査に基づき、公園等の現状評価を上げていく。(%)	平成24年度の指標	62
		平成24年度の実績	-

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)			
		一之宮公園管理清掃等管理委託 街区公園等30か所除草清掃等業務委託 緑道等5ヶ所除草清掃等業務委託 緑地等5ヶ所除草清掃等業務委託 さむかわ中央公園除草清掃等業務委託 川とのふれあい公園管理清掃等管理委託 さむかわ中央公園芝生管理業務委託 川とのふれあい公園芝生管理管理委託 寒川駅前公園清掃等業務委託 樹木剪定委託 公園等遊具等安全点検業務委託 川ふれ公園他5ヶ所池等清掃委託 川ふれ公園他5ヶ所池等汚泥処分委託 一之宮公園管理事務所消防用設備点検委託 矢島公園便所汲取清掃委託 危険樹木剪定等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター (社)寒川町シルバー人材センター 寒川町障害者事業所連絡会 (株)ウスイ植物園 (有)ドリームアーツデザイン 協和通商株式会社 (株)神奈川環境クリエイト (有)神菱商事 (有)寒川公衆衛生社 (有)大久保造園土木	
	○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	需用費	消耗品    ゴミ袋、抗菌材等 燃料費    一之宮公園、川ふれ公園事務所暖房用灯油 光熱水費    全公園電気料、水道料 一之宮公園ガス代 修繕料    遊具修繕等	4,647	4,503

## 概要説明書

<b>主な事務の 内容とその額</b>	<b>役務費</b> 手数料 砂場検査(寄生虫等) 保険料 公園施設建物等保険料	207	184
	<b>委託料</b> 管理委託料 上記に関わる託料	43,429	42,471
	<b>使用料及び賃借料</b> 下水道使用料 公園等6ヶ所 土地借り上げ料 川とのふれあい公園、中央公園、旧日久尻川ふるさと緑道借地 その他 矢島公園トイレリース	28,882	23,790
	<b>原材料</b> 補修用材料	122	99
	公園内行為の許可事務 年間117件	—	—
	公園の維持管理及びそれに伴う簡易な補修	—	—
	公園に関わる要望等の処理	—	—
	公園に関わる国・県からの回答処理	—	—
	維持管理委託の完了検査及び支払い(16件)	—	—
	光熱費等の支払い	—	—
委託事業の設計・管理 (16件)	—	—	
予算書・決算書の作成	—	—	
公園に関わる県主催の会議出席	—	—	
<b>事業費・経費 計</b>		(a) 77,287	71,047
平成24年度人件費相当額		(b) 13,788	平均給与額 @6,566千円 × 2.1 人
本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b) 91,075	/

## 概要説明書

### ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事務事業か</li> <li>・事務事業のニーズは</li> <li>・事務事業の公共性は</li> <li>・社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	職員のみでは、町内全部の公園の管理は難しいところから、業者への監理等を委託することは妥当である
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が実施すべき事務事業か</li> <li>・町が実施しない場合の影響は</li> <li>・町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	公園管理は、地域の憩いの場としての施設であり、また、遊具等の管理、施設等の管理など、専門的な部分もあり、町で行うべきであると考えます。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の達成度</li> <li>・活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	より良い管理を行うことによって、現状を確保することにより、目的は達成していると判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的に行われているか</li> <li>・コストの削減</li> <li>・実施手法</li> <li>・受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	シルバー人材センター等を活用し、限られた予算内で効率的に実施している。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		公園は、町全体にあります。その中で、管理に関しては町で一元的に管理する必要があります。特に、施設(遊具)の管理や樹木等の管理、砂場の維持管理等多岐にわたっています。万一、規模を縮小した場合、町民の憩いの場所と言われる公園の老朽化が進み、憩いの場としての機能が損なわれる恐れがあり、今後とも、町で管理を行い憩いの場としての公園を確保に努めます。		
平成25年度に向けた課題				
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		あらゆる面で老朽化が目立ち、危険樹木の剪定、遊具の点検・補修等の課題があるが、危険樹木の計画、遊具の点検等の年次計画はあるものの、限られた予算内では対応できない部分もあり、軽易なものについては、職員で対応できる事項もあるが、専門的な部分が多く、人命に関わる事項も多いので、予算の確保が望まれる。		

### ○その他 (追加)

町における類似事業	スポーツ公園の除草作業
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	公園管理について、近隣市においては、民間業者(一部シルバー人材センター)への業務発注を行っています。
特記事項 (事業の沿革等)	この事業は、公園の除草、維持管理、遊具点検、樹木の管理が主な事業である。維持管理部分については予算の必要な部分が多いが、遊具点検・補修に関わる部分、樹木管理に関わる部分については第三者に思わぬ被害が生じる事があり得るので予算の優先的配分をお願いしたい。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	広域リサイクルセンター管理運営経費	体系コード	
主管課等名	環境課広域リサイクルセンター	事業開始年度	平成24年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市の二市一町で湘南東ブロックを形成し、ごみ処理の広域化を進めることにより環境への負荷を軽減し、廃棄物の減量化と再資源化を推進することにより資源循環型社会の構築を目指す。		
概要	寒川町及び茅ヶ崎市から、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属類、衣類・布類、廃食用油等を収集し、直接持ち込まれた古紙類と合わせた8品目について、選別、圧縮、貯留等してリサイクル業者へ売却する。さらに施設見学等を通じて分別の重要性を認識してもらい、廃棄物の再資源化や減量化への啓蒙普及を進める。		
目標	寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市の二市一町で湘南東ブロックを形成し、ごみ処理の広域化や減量化、再資源化を進め、平成32年度には、寒川町のごみの排出量を1人1日当たり760g以下、リサイクル率は35%以上を目指す。	平成24年度の指標	—
		平成24年度の実績	—
効果	稼働初年度にあたるため、効果としては複数年の経緯を見る必要がある。リサイクルセンターの処理量は寒川町・茅ヶ崎市の計画処理量の9割程度で概ね符合している。市町割合も寒川町：茅ヶ崎市＝19.3：80.7となっており、予算編成時の21：79よりは茅ヶ崎市が若干多いものの概ね想定内の数字となっている。	平成24年度の指標	—
		平成24年度の実績	—

## ○平成24年度実施内容

(単位：千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(委託業務名と委託先 広域リサイクルセンター管理運営業務委託 新明和工業(株))			
	○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	(補助金名と補助先 )			
	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	報償費	リサイクル運営委員会委員への謝礼	40	12
	旅費	品質検査における立会旅費	13	15
	需用費		12,888	15,250
	消耗品費	施設内で使用するぼうき類やゴム手袋等及び紙類等の消耗品代	618	487
	燃料費	軽自動車及びセンター内で使用する重機類の燃料費	1,290	1,264
	印刷製本費		0	600
	光熱水費	電気料及び水道料	9,857	11,907
	修繕料	軽自動車及びセンター内で使用する重機類の点検及び修繕費	1,123	992
	役務費		648	692
	通信運搬料	電話代等	156	158
	手数料	H24軽自動車の車検手数料 H25トラックスケール検定手数料	1	216
	保険料	建物の火災保険及び車輛の損害保険料	491	318
	委託料		245,726	260,592
	施設管理委託料	電気保安業務、エレベータ点検等の施設管理委託料	1,255	1,452
	管理運営業務委託料	広域リサイクルセンターの機器類の管理業務と行政回収及び直接搬入された資源物の受入、選別、圧縮梱包、不適物の搬出などの運営に係る業務を委託する。	238,140	238,140

## 概要説明書

主な事務の内容とその額	長期包括運営業務委託に係る可能性調査委託料	広域リサイクルセンターの効率的、効率的な運営を目指して、民間の技術力、経営ノウハウを活用したコストの削減や維持補修費を含めた長期契約とした場合に財政負担の平準化等メリットなどを調査するための業務	6,331	0
	長期包括運営業務委託に係るアドバイザー業務委託料	広域リサイクルセンターの効率的、効率的な運営を目指して、民間の技術力、経営ノウハウを活用したコストの削減や維持補修費を含めた財政負担の平準化等のメリットを勘案して長期包括運営責任業務委託を締結するための業者選定、審査、契約書の作成などのアドバイザー業務	0	21,000
	使用料及び賃借料	コピー、FAXの賃借料等	316	360
	備品購入費	寒川広域リサイクルセンターへの案内看板作成及び設置代	98	0
	負担金補助及び交付金	びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の処理を委託している(財)日本容器包装リサイクル協会への負担金等	29,077	1743
	公課費	自動車重量税	8	0
	資源化物売却事務	搬入された資源物(かん、衣類・布類、古紙類、金属類、廃食用油)を選別、圧縮梱包し、リサイクル業者への売却を行う。	—	—
	施設見学受入事務	寒川町及び茅ヶ崎市の自治会関係者及び児童生徒、行政関係並びに町外、県外の団体等の見学を受け入れ、資源物の処理状況や分別の重要性の啓蒙普及を行う。	—	—
	直接搬入物指導事務	直接搬入される方々に、広域リサイクルセンターで処理できない可燃物及び不燃物等について、処理施設や方法、手続き等を案内し、分別等についても指導する。	—	—
事業費・経費 計			(a) 288,814	278,664
平成24年度人件費相当額			(b) 32,830	平均給与額 @6,566千円 × 5 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 321,644	/

### ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事務事業か</li> <li>・事務事業のニーズは</li> <li>・事務事業の公共性は</li> <li>・社会環境変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 妥当である</li> <li><input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である</li> <li><input type="checkbox"/> あまり妥当ではない</li> <li><input type="checkbox"/> 妥当ではない</li> </ul>	廃棄物の処理は法律に規定された自治事務であり、当該自治体が責任を持って行わなければならない。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が実施すべき事務事業か</li> <li>・町が実施しない場合の影響は</li> <li>・町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない</li> <li><input type="checkbox"/> 町が行った方がよい</li> <li><input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い</li> <li><input type="checkbox"/> 町が行うべきではない</li> </ul>	廃棄物の再資源化や減量化は当該自治体で統一性を持って行わなければならない。また、自治体だけではなく廃棄物を実際に排出する住民との協働は不可欠であり、その上でも町が主体的に取り組む必要がある
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の達成度</li> <li>・活動内容は適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている</li> <li><input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない</li> <li><input type="checkbox"/> 成果が上がっていない</li> </ul>	平成24年4月から稼働を始めた施設であり、資源物処理は適正に行われ、施設の機器類も順調に稼働している。団体の施設見学の受付を7月からはじめ、3月末までで85団体、2,298名にお越しいただいた。見学者との質疑応答でも驚きと共に状況がわかり良かったという回答も多く、満足度も高いと感じられる。

## 概要説明書

効 率 性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的に行われているか</li> <li>・コストの削減</li> <li>・実施手法</li> <li>・受益者負担</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適切である  <input checked="" type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある  <input type="checkbox"/> 効率的でない	<p>リサイクルセンターの管理運営については、業務委託方式を採用し、コストの削減に努めている。さらに行財政改革の一つとして民間技術力や経営ノウハウの活用によるコストの削減と維持補修費を含めた長期契約による財政負担の平準化等のメリットにより長期包括契約の導入を検討している。</p> <p>また、本事業は茅ヶ崎市と事務委託を締結して行っており、経費についても市町で負担することになっていて、資源物処理については処理量割合により、また職員経費は人口割合にて按分している。</p>
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		<p>寒川町では廃棄物の減量化を進めている。排出段階での抑制が最も必要ではあるが、きちんと分別することも減量化に向けた有効な政策である。「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉にあるように分別を徹底し、限りある資源を繰り返し使うことは、資源の少ない我が国にとって非常に重要なことであるにとどまらず、最終処分場を持たない当町は、現在県外の民間処分場に処理を委託している状況であり、事業を廃止した場合には廃棄物の処理が出来ず、大きな混乱となるのは必定である。</p> <p>さらに本事業は、茅ヶ崎市から事務委託を受けており、事業の縮小、廃止などの影響は寒川町だけでなく、茅ヶ崎市にも及ぶこととなるので混乱はより大きなものになってしまう。</p>		
平成25年度に向けた課題		<p>資源物8品目の中でも、プラスチック製容器包装の異物混入率が高く、処理量も他の品目と比べても圧倒的に多いので、異物混入率を下げるのが課題となる。また、このような状況を寒川町のみならず茅ヶ崎市にも周知して一体となって取り組むことが必要である。そのためにも施設見学を充実し、自治会関係等の大人だけでなく、小学生や中学生などの若年層から意識付けを図っていく。</p>		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		<p>資源物の適正処理については、町(市)だけではなく資源物の排出者である住民との協働は不可欠で、分別を徹底し、適正な排出をお願いすることが一番重要である。異物混入を少なくするために、環境団体と連携した分別のチラシ作成を行った。さらに広報やホームページ、回覧等さまざまなツールを使って分別についてのPRを行っていく。また、資源物処理の現状を認識いただくため、寒川町及び茅ヶ崎市の出来るだけ多くの方々に施設見学に来てもらえるように茅ヶ崎市とも連携を図っていく。若年層への意識付けとして小学生や中学生にも来ていただけるように市町の教育委員会とも連携しながら周知していく。</p>		

### ○その他

町における類似事業	<p>類似事業としては、茅ヶ崎市から事務委託を受け、寒川町美化センターにおいてし尿等の中間処理を行っている。</p>
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	<p>リサイクルセンターについて、一部事務組合でなく事務委託方式を採用して整備した例は他にないため単純に比較することは難しい。今後は同様な施設整備を行う事例は増えていくと予想される。平塚市では湘南西ブロックとして、大磯町、二宮町と協働で焼却場の整備を進めており、資源化施設についても協議を行うとしている。</p> <p>廃棄物の資源化を図る指標としては、リサイクル率を各自治体で用いている。全収集量の中から資源物収集量の割合を示すものである。H23では寒川町は22.1%であり、近隣の藤沢市は8.9%、茅ヶ崎市では17.2%となっている。</p> <p>両市と構成する湘南東ブロックではH34に資源物の収集量をH17と比較して約53,000t増やす目標を立てている。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>国はごみ排出の増大に伴う最終処分場の確保難やリサイクルの必要性の高まり、適正なごみ処理の推進するため、ごみ処理の広域化を進めることとし、これを受けて神奈川県は平成10年に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を9ブロックに分けました。寒川町は茅ヶ崎市と藤沢市の二市一町で湘南東ブロックに位置づけられ、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議を発足し、平成14年から広域化に向けての協議を進めてまいりました。</p> <p>平成20年には二市一町で湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を策定して、ごみ処理施設の広域化と効率的な運用を目指し、その第1期計画としてリサイクルセンターを藤沢市に1箇所、寒川町・茅ヶ崎市で1箇所整備することとした。</p>

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	救急医療確保対策事業	体系コード	3122-01
主管課等名	健康・スポーツ課 健康づくり担当	事業開始年度	昭和55年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	医療機関の休診日に医師等を確保することで、休日等に急病になった住民に受診の機会を提供する。重度症例患者をドクターヘリにより搬送し、高度救命措置を行う。		
概要	休日及び年末年始の昼間夜間において、病気・けが等による診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられる救急医療体制の充実を図るとともに、重度症例患者をドクターヘリにより搬送し、高度救命措置を行う。		
目標	救急医療確保率(%)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100
効果	救急医療対応率(%)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先：休日昼間・夜間救急診療事務委託(茅ヶ崎医師会) )			
	○補助金の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先：眼科救急医療確保対策費補助金(茅ヶ崎医師会) )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	・初期救急医療確保対策委託料	・休日(昼間午前9時から午後5時、夜間午後7時から午後10時)に在宅当番医制で、町内15医療機関において急病になった者に対し、迅速かつ的確な診療を行う。	8,644	8,533
	・県ドクターヘリ運営費負担金	・救急性が高い場合、ドクターヘリを用いて、病院に搬送し、高度救命措置を行う。神奈川県(33市町村)と山梨県(13市町)とで共同運営。費用は国・県・市町村からの負担金で運営。	633	946
	・県ドクターヘリ連絡調整会議負担金		8	8
	・眼科救急医療確保対策費補助金	・眼科は鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の医療機関で在宅当番医制で実施。	20	20
	・耳鼻咽喉科救急医療確保対策費補助金	・耳鼻咽喉科は藤沢市休日診療所において固定輪番制で実施。	0	1
	事業費・経費 計		(a) 9,305	9,510
	平成24年度人件費相当額		(b) 3,086	平均給与額 @6,566千円 × 0.47人
	本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b) 12,391	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	休日在宅医は、町内医療機関が行っており、住民の生命を守るためには必要である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	ドクターヘリは神奈川県、山梨県、市町村で共同事業のため、町が実施する。初期救急医療は町内医療機関の実状に合わせて実施。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	住民の全てのニーズに応えることは困難だが、必要なニーズには対応していると考えられる。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	休日昼間・夜間救急診療については、委託先より内容について意見が複数上がっている。検討の必要がある。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>町内には拠点となりうる公立病院が無い。救急への対応は救急告示病院となるが、茅ヶ崎市内が多く、受診するのに利便性が良くない。休日在宅医については診療科目は様々だが、町内で受診することが出来必要である。</li> </ul>		
平成25年度に向けた課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>休日在宅医は町内医療機関の協力のもと成り立っているが、年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇における医療機関との日程調整に心配りする必要がある。</li> </ul>		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、町内で在宅当番医制に参加している医療機関は、個人診療所が多い。今後、医師の高齢化が進み、救急診療に対応できなくなる可能性があるため、人材や場所の確保を検討していく必要がある。</li> </ul>		

## ○その他

町における類似事業	なし。
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	茅ヶ崎市救急体制:休日・夜間急患センター(茅ヶ崎市立病院西側) 日曜日・休日・年末年始… 9時～17時:内科、外科、小児科 17時～23時:内科 平日・土曜日 …20時～23時:内科、小児科
特記事項 (事業の沿革等)	平成16年度より、ドクターヘリ共同運営。平成20年度初期救急医療平日診療廃止。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	健康管理センター維持管理経費	体系コード	—
主管課等名	健康・スポーツ課 健康づくり担当	事業開始年度	昭和56年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	健診等の各種事業の開催場所である健康管理センターについて、施設としての機能維持と運営管理を行い、町民の健康増進及び疾病の予防を図り、併せて公衆衛生の向上に資する。		
概要	指定管理者制度により管理運営を行い、利用者の利便性の向上を目指す。		
目標	施設利用件数(予防接種室、多目的ホール、会議室、栄養実習室、ミーティングルーム、母子保健室、ゲートボール場) 1,007件	平成24年度の指標	—
		平成24年度の実績	—
効果	健康管理センター利用者数 27,626人	平成24年度の指標	—
		平成24年度の実績	—

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先:寒川町健康管理センターの管理に関する基本協定書(寒川町社会福祉協))			
	○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	・健康管理センター管理委託料	・指定管理期間(平成24年4月1日～平成29年3月31日)内に健康管理センターの管理業務を行う。 ・センターの利用承認及びその取消 ・センターの施設及び設備の維持管理 ・その他の事業	10,850	10,850
	・保険料	・施設に係る火災保険料	102	102
	・テレビ受診料		15	0
	・土地借上料	・ゲートボール場及び駐車場土地借り上げ料	1,858	1,435
	・機械器具借上料	・コピー器具借上料	12	10
事業費・経費 計			(a) 12,837	12,397
平成24年度人件費相当額			(b) 394	平均給与額 @6,566千円 × 0.06人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 13,231	

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事務事業か</li> <li>・事務事業のニーズは</li> <li>・事務事業の公共性は</li> <li>・社会環境変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妥当である</li> <li>□ どちらかと言えば妥当である</li> <li>□ あまり妥当ではない</li> <li>□ 妥当ではない</li> </ul>	職員が毎日施設の状況を確認し管理することが困難なことから、適切な管理を行うことは、安全に町民の健康増進や疾病予防を図るためには必要である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が実施すべき事務事業か</li> <li>・町が実施しない場合の影響は</li> <li>・町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 町が行わなければならない</li> <li>□ 町が行った方がよい</li> <li>■ 町が行うべき必然性は低い</li> <li>□ 町が行うべきではない</li> </ul>	民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上に繋がる。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の達成度</li> <li>・活動内容は適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成果が上がっている</li> <li>□ 成果は十分とは言えない</li> <li>□ 成果が上がっていない</li> </ul>	指定管理者が利用者へのアンケートを行い、ニーズの把握に努めている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的に行われているか</li> <li>・コストの削減</li> <li>・実施手法</li> <li>・受益者負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適切である</li> <li>□ 適切ではあるが改善の余地がある</li> <li>□ 効率的でない</li> </ul>	指定管理者が、効率を良くするため十分検討し、事業を実施している。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		職員が本庁舎で執務しているため、状況把握が困難であり、施設の維持管理(各種支払い、修繕作業、貸出業務等)の効率が悪くなり、コスト増になる。		
平成25年度に向けた課題		年々、施設が老朽化していくため、危険性が高い修繕が必要になった場合実施する。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		施設が老朽化しているため修繕が必要な箇所が多くなってきている。効率的に実施するよう検討が必要。		

## ○その他

町における類似事業	なし。
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	近隣で保健センターを指定管理制度で運営しているという事例を聞かないため比較が難しい。
特記事項 (事業の沿革等)	旧館は平成56年度、新館は平成2年度より、地域保健活動の拠点として事業開始。 平成23年度に指定管理が終了するのに伴い、平成24年度から5年間の業者を募集。提出された資料及びプレゼンテーションを実施し検討委員会で精査した結果、(社)寒川町社会福祉協議会を選定し、12月議会で議決し決定した。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	健康増進事業	体系コード	3112-01
主管課等名	健康・スポーツ課 健康づくり担当	事業開始年度	平成24年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	健康状態に関心を持ち、その維持増進のために適切な保健行動がとれる。		
概要	健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保健行動がとれるよう健康手帳の交付、各種健(検)診を行うとともに、正しい知識を得ること、心配や不安の解決を図るために教育、相談、保健指導を行う。		
目標	がん検診を受診できる会場数	平成24年度の指標	16
		平成24年度の実績	14
効果	がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳)の初診人数の合計(人)	平成24年度の指標	1,900
		平成24年度の実績	2,727

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(委託業務名と委託先)			
	歯科保健推進事業(集団教育)	一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会		
	健康診査(施設健診)	一般社団法人茅ヶ崎医師会		
	がん(集団検診)	宗教法人寒川神社寒川病院健診センター		
	がん(施設検診)	一般社団法人茅ヶ崎医師会		
	歯科検診検診(施設検診)	一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会		
	肝炎ウイルス検診(施設検診)	一般社団法人茅ヶ崎医師会		
	骨密度測定(集団教育)	公益財団法人かながわ健康財団		
	成人の健康診査(集団健診)	宗教法人寒川神社寒川病院		
	がん検診手帳無料クーポン作成	株式会社トーカイ		
	○補助金の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
(補助金名と補助先)				
特定年齢がん検診受診費用助成金    受診者への自己負担額分返還				
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	需用費	消耗品、印刷製本費 紙コップ、問診記録票等	181	155
	役務費	通信運搬費 受診勧奨通知 個別受診勧奨、クーポン等通知	273	444
	がん集団検診委託料	年10回実施 胃 受診248人 大腸 受診343人 肺 受診200人 子宮 受診335人 乳 受診404人 ○受診希望者町へ検診申込～町申込み のとりまとめ受託業者への連絡～業者 から通知(容器)発送～実施～結果発送 後日、精密検査者受診勧奨通知	4,504	5,412

## 概要説明書

	がん施設検診委託料	通年実施 胃 受診439人 大腸 受診3,773人 肺 受診4,138人 子宮 受診672人 乳 受診225人 ○受診希望者医療機関へ検診申込～ 受診～医師から結果説明～精密検査の 場合専門機関へ紹介など	66,640	65,987
	委託料	無料クーポン、検診手帳作成	1,208	1,040
	助成金	無料クーポン交付前受診者 自己負担分返還	0	54
	事業費・経費 計		(a) 78,927	73,092
平成24年度人件費相当額			(b) 9,521	平均給与額 @6,566千円 × 1.45 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 88,448	/

### ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか ・必要な事務事業か ・事務事業のニーズは ・事務事業の公共性は ・社会環境変化	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	健康増進法に基づく事業として実施
	町が主体となって実施する必要があるのか ・町が実施すべき事務事業か ・町が実施しない場合の影響は ・町民との協働は進めているのか	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	町が実施しないと、検診の費用が負担できない人の受診が減り、がんの早期発見が減り、がんによる死亡率が上昇するため
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか ・成果指標の達成度 ・活動内容は適切か	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	検診受付時間を工夫し、集団検診の待ち時間の短縮がはかられ、受診者の満足度は増していると考えられる
効率性	事業費・経費に無駄はないか ・効率的に行われているか ・コストの削減 ・実施手法 ・受益者負担	<input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	検診受付時間を工夫し、スムーズに受診できるようにした。また、乳がん自己触診の説明は、同時実施する成人の健診受診者も聞けるように有効利用した
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	検診は、がんやその他の疾患の早期発見をし、早期治療を開始し重症化を防ぐために行う。事業の縮小や廃止をすることにより、重症化してからの発見～治療につながるものが心配され、医療費の増大につながることも考えられる。		
平成25年度に向けた課題	がんの早期発見の為に、受診率の向上が目標。また、受診者の中で精密検査対象になった人に早期に受診してもらうようにしていく(精密検査対象者への受診勧奨)		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	無料クーポン券対象者の中から、40歳の女性(子宮、乳、大腸)と、20歳と25歳(子宮)の未受診者に対して受診の動機付けをするため、10月に個別勧奨通知を発送して受診率のアップを目指す。また、精密検査対象者の受診勧奨は、集団検診時に分かりやすく説明していく。		

### ○その他

町における類似事業	なし
-----------	----

## 概要説明書

比較参考値 (他自治体の状 況・ベンチマーク 等)	<人口規模が同等の愛川町との受診率の比較> (国立がんセンターがん情報サービスより 市区町村別がん検診受診率データ 2010(平成21)年度)					
	【寒川町】	胃	大腸	肺	乳房	子宮頸部
	受診率	6.71%	30.51%	31.31%	12.51%	18.35%
	受診者 対象者	733人 12,525人	3,822人 12,525人	3,921人 12,525人	986人 7,881人	1,883人 10,264人
【愛川町】	胃	大腸	肺	乳房	子宮頸部	
受診率	18.49%	22.99%	20.03%	25.71%	35.66%	
受診者 対象者	2,063人 11,159人	2,566人 11,159人	2,235人 11,159人	1,731人 6,734人	3,062人 8,586人	
<参考:平成24年度実績>						
【寒川町】	胃	大腸	肺	乳房	子宮頸部	
受診率	5.48%	32.86%	34.63%	14.3%	13.6%	
受診者 対象者	687人 12,525人	4,116人 12,525人	4,338人 12,525人	1,126人 7,881人	1,395人 10,264人	
※対象者は、推計対象者数を使用 ※受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)-「当該年度の推計対象者数」×100						
特記事項 (事業の沿革等)	平成21年度 女性特有のがん検診子宮がん・乳がん検診無料クーポン券の発行開始 平成23年度 働く世代のがん検診大腸がん検診無料クーポン券の発行開始					